

情報の保護に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定

日本国政府及びドイツ連邦共和国政府（以下「両締約国政府」といい、個別に「締約国政府」という。）は、

両締約国政府の間で交換される秘密の情報が相互に保護されることを確保することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、

(a) 「秘密情報」とは、秘密指定の対象となる全ての情報であつて、それぞれの締約国政府の関係法令に従い、提供締約国政府の国家安全保障のため許可されていない開示から保護されるものをいう。秘密情報は、その形態のいかんにかかわらず、提供締約国政府の権限のある当局によつて作成され、当該権限のある当局の使用のために作成され、又は当該権限のある当局の管轄の下にあるものとする。

(b) 「提供締約国政府」とは、受領締約国政府に対して秘密情報を送付する（その方式のいかんを問わな

い。) 締約国政府をいう。

(c) 「受領締約国政府」とは、提供締約国政府から秘密情報の送付を受ける締約国政府をいう。

(d) 「秘密指定」とは、締約国政府によって与えられる識別であつて、情報に与えられなければならない必要な保護の水準を示すためのものをいう。

(e) 「権限のある当局」とは、各締約国政府により、秘密情報及び送付済秘密情報の保護並びにこの協定に定める任務の遂行について国内法令に基づくそれぞれの権限の範囲内で責任を有する当局として指定される締約国政府の機関をいう。

(f) 「送付済秘密情報」とは、両締約国政府の間で直接又は間接に送付される秘密情報をいう。秘密情報は、受領締約国政府が受領した時に送付済秘密情報となる。送付済秘密情報には、受領締約国政府が送付済秘密情報の原本を使用して作成する情報を含む。

(g) 「秘密情報取扱資格」とは、秘密情報及び送付済秘密情報を確実に取り扱うための適格性であつて各締約国政府の適当な手続により個人に付与されるものをいう。

(h) 「知る必要」とは、公的に与えられた任務の遂行のために秘密情報及び送付済秘密情報にアクセスす

る必要性をいう。

- (i) 「契約者」とは、送付済秘密情報の使用を伴う契約を履行する個人又は団体（下請契約者を含む。）をいう。

第二条

送付済秘密情報は、受領締約国政府の国内法令に従い、この協定の規定に基づいて保護される。

第三条

各締約国政府は、この協定の下での送付済秘密情報の保護に影響を及ぼす自国の国内法令の変更について、他方の締約国政府に通報する。この場合には、両締約国政府は、この協定の可能な改正について検討するため、第十九条に規定するところに従って相互に協議する。その間、送付済秘密情報は、提供締約国政府が書面により別段の承認を行わない限り、受領締約国政府の国内法令に従い、引き続きこの協定の規定に基づいて保護される。

第四条

- (1) この協定に基づいて送付される秘密情報には、次のいずれかの秘密指定を表示する。

日本国政府にあつては、秘密情報は、「極秘（機密）」、「特定秘密（機密）」、「極秘」、「特定秘密」又は「秘」と表示される。

ドイツ連邦共和国政府にあつては、秘密情報は、「STRENG GEHEIM」・「GEHEIM」・「VS-VERTRAULICH」又は「VS-NUR FÜR DEN DIENSTGEBRAUCH」と表示される。

(2) 表示が物理的に不可能な秘密情報については、提供締約国政府は、書面により受領締約国政府に対して当該秘密情報の秘密指定の水準を通報する。

(3) 受領締約国政府は、実行可能な場合には、全ての送付済秘密情報に、提供締約国政府名及び(4)に規定する受領締約国政府の対応する秘密指定を表示する。

(4) 対応する秘密指定は、次のとおりとする。

	日本国		ドイツ連邦共和国
	極秘（機密）／特定秘密（機密）		STRENG GEHEIM
	極秘／特定秘密		GEHEIM
秘			VS-VERTRAULICH

対応する秘密指定はないが、ドイツ連邦共和国政府により別段の通報がある場合を除くほか、秘として保護する。

VS-NUR FÜR DEN DIENSTGEBRAUCH

第五条

- (1) 国家秘密保持当局は、次のとおりとする。
日本国政府については、外務省
ドイツ連邦共和国政府については、連邦内務建設国土省
- (2) 国家秘密保持当局は、この協定の実施及び解釈に関する調整及び連絡のための部局としての役割を果たす。
- (3) 国家秘密保持当局及び権限のある当局は、その権限の範囲内で、この協定の実施状況を把握する。
- (4) 両締約国政府は、それぞれの締約国政府の権限のある当局を外交上の経路を通じて書面により相互に通報する。

第六条

- (1) 受領締約国政府は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、提供締約国政府の事前の書面による承認を得ることなく、第三者に対して送付済秘密情報を提供してはならない。
- (2) 受領締約国政府は、自国の国内法令に従い、送付済秘密情報について、対応する秘密指定の水準において自国の秘密情報に与えている保護と同じ水準の保護を与える。
- (3) 受領締約国政府は、提供締約国政府の事前の書面による承認を得ることなく、送付済秘密情報が提供された目的以外の目的のために、当該送付済秘密情報を使用してはならない。
- (4) 提供締約国政府は、受領締約国政府に提供した秘密情報の秘密指定のその後の変更について、受領締約国政府に通報する。

第七条

- (1) いかなる政府職員も、階級、地位又は秘密情報取扱資格のみにより、送付済秘密情報にアクセスする権利を有しないものとする。
- (2) 送付済秘密情報へのアクセスは、政府職員であつて、知る必要があり、かつ、受領締約国政府の国内法令に従つて秘密情報取扱資格を付与されたもの又は受領締約国政府の国内法令に従いその任務により送付

済秘密情報にアクセスする資格を法的に有する個人に対してのみ認められる。

- (3) 受領締約国政府は、政府職員に対して秘密情報取扱資格を付与する決定が、自国の国内法令に従い、第四条に規定する対応する秘密指定に応じて適当なものであることを確保する。

第八条

- (1) 一方の締約国政府の個人又は契約者が他方の締約国政府によって保持されている秘密情報にアクセスすることを伴う訪問は、当該他方の締約国政府の事前の承認によってのみ行われる。当該訪問の承認は、知る必要がある、かつ、前条及び第十六条の規定に従って必要な水準の秘密情報取扱資格を有する当該個人又は契約者に対してのみ与えることができる。

- (2) 訪問の申請は、訪問を行う一方の締約国政府の関係する権限のある当局により、政府間の経路を通じて、他方の締約国政府の関係する権限のある当局に対して提出される。当該申請には、訪問を行う個人又は契約者が、知る必要がある、かつ、前条及び第十六条の規定に従って必要な水準の秘密情報取扱資格を有することの証明を含める。

第九条

秘密情報は、提供締約国政府の国内法令に従い、政府間の経路を通じて両締約国政府の間で送付される。提供締約国政府は、全ての秘密情報の保管、管理及び秘密保持について、受領締約国政府が当該秘密情報を受領するまで責任を有する。

第十条

両締約国政府の間で送付されている間の秘密情報の秘密保持に関する最低限の義務は、次のとおりとする。

(a) 文書その他の媒体の形態をとる秘密情報

1 秘密情報は、封印された又は不正な開封を表示する封筒であつて、別の封印された若しくは不正な開封を表示する封筒又は秘密保持袋に封入されたものに入れて送付される。封入された封筒には、当該文書その他の媒体の秘密指定及び受領予定者の属する組織の住所のみを記載し、外側の封筒又は秘密保持袋には、当該受領予定者の属する組織の住所、発送者の属する組織の住所及び適当な場合には登録番号を記載する。

2 封入された文書その他の媒体の秘密指定は、外側の封筒又は秘密保持袋には表示してはならない。

3 秘密情報を入れた包みのために受領証が用意される。封入された秘密情報の受領証は、受領締約国政府の最終の受領者によって署名され、提供締約国政府の発送者に返送される。

(b) 装備の形態をとり、又は装備に含まれる秘密情報

1 秘密情報は、その内容が識別されることを防止するために、封印され、かつ、被覆された輸送手段によって送付され、又は確実に包装され、若しくは保護されるものとし、許可されていない個人によるアクセスを防止するために、継続的な管理の下に置かれる。

2 秘密情報は、発送を待つ間、当該秘密情報の秘密指定の水準に応じた保護を与える保護された保管区域に置かれる。必要な水準の秘密情報取扱資格を有する許可されている個人のみが、当該装備にアクセスするものとする。

3 受領証は、秘密情報の管理者が変わる場合にはその都度及び秘密情報が受領締約国政府の最終の受領者に引き渡される場合に取得される。全ての受領証は、提供締約国政府の発送者に返送される。

(c) 電子的送付

1 秘密情報は、送付されている間、該当する秘密指定の水準に照らして適当な暗号を使用することに

よって保護される。送付済秘密情報の処理若しくは保管又は秘密情報の伝達を行うための情報制度の基準は、当該情報制度を採用する締約国政府の適当な当局による秘密保持に関する認定を受ける。

2 受領締約国政府は、送付済秘密情報の受領についての記録を保持する。当該記録は、提供締約国政府が要請した場合には、提供締約国政府に提供される。

第十一条

各締約国政府は、送付済秘密情報が保管されている全ての政府の施設の保安に責任を有するものとし、各施設について、送付済秘密情報の管理及び保護の責任及び権限を有する政府職員を任命することを確保する。

第十二条

受領締約国政府は、第七条及び第十六条の規定に従い許可されている個人に対してのみアクセスが認められることを確保する方法によって送付済秘密情報を保管する。

第十三条

送付済秘密情報の破壊は、受領締約国政府の国内法令に従い、当該送付済秘密情報の全部又は一部の復元

を防止する方法によって行われる。

第十四条

受領締約国政府は、文書その他の媒体の形態をとる送付済秘密情報を複製する場合には、当該送付済秘密情報に付されているそれぞれの元の秘密指定の表示についても、複製し、又は各複製物に表示する。受領締約国政府は、このような複製された送付済秘密情報を送付済秘密情報の原本と同じ管理の下に置く。受領締約国政府は、複製物の数を公用の目的のために必要とされる数に限定する。

第十五条

受領締約国政府は、送付済秘密情報の翻訳が、知る必要があり、かつ、第七条及び次条の規定に従って必要な水準の秘密情報取扱資格を有する個人によって行われることを確保する。受領締約国政府は、当該翻訳の複製物の数を最小限にとどめ、及びその配布を管理する。当該翻訳には、提供締約国政府の元の秘密指定に対応する受領締約国政府の秘密指定を表示するものとする。受領締約国政府は、当該翻訳を送付済秘密情報の原本と同じ管理の下に置く。

第十六条

(1) 受領締約国政府は、送付済秘密情報を契約者に対して提供する前に、自国の国内法令に従い、次のことを確保するために適当な措置をとる。

(a) いかなる個人も、階級、地位又は秘密情報取扱資格のみにより、送付済秘密情報にアクセスする権利を有しないこと。

(b) 契約者の施設が、該当する秘密指定の水準において送付済秘密情報を保護する能力を有すること。

(c) 送付済秘密情報へのアクセスを認められることとなる全ての個人が、知る必要があり、かつ、必要な水準の秘密情報取扱資格を有すること。

(d) 秘密情報取扱資格の付与が、第七条(2)及び(3)の規定による政府職員に対する秘密情報取扱資格の付与と同様の方法によって決定されること。

(e) 送付済秘密情報にアクセスする全ての個人が、送付済秘密情報を保護するための自己の責任について通知されること。

(f) 契約者が送付済秘密情報の全部又は一部を使用して作成する情報が、当該送付済秘密情報の原本と同等の受領締約国政府の秘密指定の水準で表示され、かつ、当該原本と同等の保護を受けること。

- (g) 受領締約国政府が、送付済秘密情報がこの協定の関連する規定において求められる方法と同様の方法によつて保護されることを確保するため、送付済秘密情報が保管され、又は送付済秘密情報へのアクセスが行われる各契約者の施設において、最初の及び定期的な保安検査を実施すること。
- (h) 秘密情報取扱資格を有し、かつ、送付済秘密情報にアクセスすることを許可されている個人の登録簿が、各契約者の施設において保持されること。
- (i) 送付済秘密情報の管理及び保護の責任及び権限を有する個人が、各契約者の施設において任命されること。
- (j) 送付済秘密情報が、第九条及び第十条に規定する方法と同様の方法によつて送付されること。
- (k) 送付済秘密情報が、第十二条に規定する方法と同様の方法によつて保管されること。
 - (1) 文書その他の媒体の形態をとり、又は装備の形態をとり、若しくは装備に含まれる送付済秘密情報が、第十三条に規定する方法と同様の方法によつて破壊されること。
- (m) 文書その他の媒体の形態をとる送付済秘密情報が、第十四条に規定する方法と同様の方法によつて複製され、及び管理の下に置かれること。

(n) 送付済秘密情報の翻訳が、前条に規定する方法と同様の方法によって行われ、かつ、取り扱われること。

(2) 受領締約国政府は、提供締約国政府が要請した場合には、提供締約国政府に対し、(1)の規定に従ってとられる適当な措置を通報する。

第十七条

(1) 両締約国政府は、両締約国政府の契約者が関与する秘密情報の送付に関し、この協定に従属し、かつ、この協定を実施するための補足的な規定を定める手続取決めを作成する。

(2) 権限のある当局は、その権限の範囲内で、この協定に従属し、かつ、補足的な規定を定める実施取決めを相互に決定することができる。

第十八条

(1) 提供締約国政府は、送付済秘密情報のあらゆる紛失又は漏せつの事実又は疑いについて直ちに通報されるものとし、受領締約国政府は、状況を特定するために調査を行う。

(2) (1)に規定する調査の結果及び再発を防止するためにとられる措置に関する情報は、書面により提供締約

国政府に提供される。

第十九条

この協定、手続取決め及び実施取決め解釈又は適用に関するいかなる事項も、両締約国政府の間の協議によつてのみ解決されるものとする。

第二十条

この協定に定める秘密保持に関する義務の履行については、両締約国政府の秘密保持に係る代表者による相互訪問を通じて促進することができる。したがつて、両締約国政府が相互に同意する場合には、各締約国政府の秘密保持に係る代表者は、それぞれの秘密保持制度が合理的な程度に同等のものとなることを達成するため、それぞれの秘密保持の手續について議論し、及びその実施を視察することを目的として、他方の締約国政府の施設を訪問することを許可される。

第二十一条

各締約国政府は、自国の国内法令に従い、かつ、毎年の予算の範囲内で、この協定に基づく自国の義務の履行において生ずる自己の費用を負担する。

第二十二條

- (1) この協定は、署名の日に効力を生ずる。
- (2) この協定は、両締約国政府の間の書面による合意によって改正することができる。
- (3) この協定は、(4)の規定に基づいて終了しない限り、無期限に効力を有する。
- (4) いずれの一方の締約国政府も、この協定の効力発生の日から十年を経過した後はいつでも、百八十日前に他方の締約国政府に対して書面による通告を与えることにより、この協定を終了させることができる。いずれの一方の締約国政府も、この協定が終了する場合には、この協定の終了により生ずる問題に関する協議を書面により要請することができる。
- (5) この協定の終了の後においても、この協定に従って提供された全ての送付済秘密情報は、引き続きこの協定の規定に従って保護される。

二千二十一年三月二十二日に東京で、ひとしく正文である日本語、ドイツ語及び英語により本書二通を作成した。日本語及びドイツ語の本文の解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

ドイツ連邦共和国政府のために